

一部の適応判定事業および BoneXpert による骨年齢読影サービスの終了について

公益財団法人 成長科学協会は、成長ホルモン治療を取り巻く環境の変化や協会の財政状況を考慮しつつ、事業の見直しを進めています。

成長ホルモン製剤の適正使用を目的として、専門医のセカンドオピニオンという立場で成長ホルモン治療適応疾患における治療適応判定事業を行ってきましたが、2024年4月以降は、以下の疾患における適応判定を原則として終了いたします。

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

SGA 性低身長症

小児慢性腎不全性低身長症

プラダー・ウィリ症候群

いずれの疾患も、治療適応基準が明確であり、判定依頼件数が著明に減少してきており、適応判定の必要性がなくなってきたと判断いたしました。しかし、行政手続き上の理由などで必要な場合は、適応判定書の発行は継続しますので、従来通り申請してください。

一方、軟骨異栄養症（軟骨無形成症と軟骨低形成症）の適応判定は、本疾患が診断上困難をしばしば伴うことから、従来通り行います。また、ヌーナン症候群と SHOX 異常症については、新たに適応判定を開始できるように準備をしているところです。

成長ホルモン治療等に関する主治医からの質問については、従来通り受け付けておりますので、ご利用ください。

登録患者の BoneXpert による骨年齢読影サービスも、利用者が少なく、維持経費もかなりかさむため、終了といたします。これは、システムの契約を解除するため、今後依頼があってもお引き受けできません。

上記、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2024年4月

公益財団法人 成長科学協会
理事長 田中 敏章